

令和2年8月27日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の3件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/food_labeling_cms206_200602_03.pdf

を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示企画課 宇野、宮川、井形

TEL : 03-3507-9220 (直通)

FAX : 03-3507-9292

(別紙)

| 番号 | 区分 | 商品名 | 申請者 | 法人番号 | 許可を受けた表示内容 | 許可番号 |
|----|------------|----------------------|------------|---------------|---|-----------|
| 1 | 個別評価型病者用食品 | オーエスワン(OS-1) | 株式会社大塚製薬工場 | 5480001005219 | <p>特別用途食品 個別評価型病者用食品 オーエスワンは、脱水症のための食事療法(経口補水療法)に用いる経口補水液です。 軽度から中等度の脱水症における水・電解質の補給、維持に適した病者用食品です。下記の状態等を原因とした脱水症の悪化防止・回復、脱水症の回復後も下記の状態等における水・電解質の補給、維持にご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性腸炎、感冒による下痢・嘔吐・発熱 ・高齢者の経口摂取不足 ・過度の発汗 <p>また、脱水を伴う熱中症にもご利用ください。</p> | 第2020002号 |
| 2 | 個別評価型病者用食品 | オーエスワンゼリー(OS-1ゼリー) | 株式会社大塚製薬工場 | 5480001005219 | <p>特別用途食品 個別評価型病者用食品 オーエスワンゼリーは、脱水症のための食事療法(経口補水療法)に用いる経口補水液です。 軽度から中等度の脱水症における水・電解質の補給、維持に適した病者用食品です。下記の状態等を原因とした脱水症の悪化防止・回復、脱水症の回復後も下記の状態等における水・電解質の補給、維持にご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性腸炎、感冒による下痢・嘔吐・発熱 ・高齢者の経口摂取不足 ・過度の発汗 <p>また、脱水を伴う熱中症にもご利用ください。 そしゃく・えん下困難な場合にも用いることができますが、医師とご相談の上、ご利用ください。</p> | 第2020003号 |
| 3 | 個別評価型病者用食品 | オーエスワンパウダー(OS-1パウダー) | 株式会社大塚製薬工場 | 5480001005219 | <p>特別用途食品 個別評価型病者用食品 オーエスワンパウダーは、脱水症のための食事療法(経口補水療法)に用いる経口補水液用粉末です。水に溶かしてご使用ください。 軽度から中等度の脱水症における水・電解質の補給、維持に適した病者用食品です。下記の状態等を原因とした脱水症の悪化防止・回復、脱水症の回復後も下記の状態等における水・電解質の補給、維持にご利用ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性腸炎、感冒による下痢・嘔吐・発熱 ・高齢者の経口摂取不足 ・過度の発汗 <p>また、脱水を伴う熱中症にもご利用ください。</p> | 第2020004号 |